### 第13回 議会改革特別委員会

開催日 平成24年2月29日(水曜日)

出席委員 委員長:鈴木和彦 副委員長:望月厚司

委員:松谷清 鈴木節子 早川清文 尾﨑剛司 遠藤広樹 三浦雅司

佐野慶子 白鳥 実 石上顕太郎 近藤光男 栗田知明 片平博文

沢入育男

欠席委員 委員:山根田鶴子 遠藤裕孝

その他の出席者 議 長:剣持邦昭 副議長:井上恒彌、

議員:増田進(遠藤裕孝委員の代理)

## 議題

○ 前回の確認等

〈協議〉

1 最優先協議事項

資料 1

第5章 議会運営(質疑応答の方式について)

- 2 協議事項A(1月25日提出の資料6~資料8)
- (1) 第3章 参考人、公聴会制度の活用
- (2) 第5章 正副議長の選出過程の透明化
- (3)第6章 i 政策執行に関する監視、評価 ii 大規模災害時の議会・議員の対応
- 3 次回の開催日について
- (1) 第14回の委員会

日 時 平成 24 年 3 月 22 日 (木) 午後 1 時 30 分~ 会 場 第 2 委員会室

### (参考)

(1) 第15回以降の日程について

第15回 平成24年4月 4日(水)午前10時~

第16回 平成24年4月19日(木)午前10時~

第17回 平成24年4月26日(木)午前10時~

#### 協議内容

1 最優先協議事項

第5章 議会運営(質疑応答の方式について)

§〈条文案〉下記のとおり決定

「1 市議会議員は、会議等において質疑及び質問を行うに当たっては、論点を明らかにするとともに、市民に分かりやすい方法で行うものとする。

- 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における市議会議員の質疑又は 質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。」
- 2 協議事項A (平成24年1月25日の委員会の資料6~資料8参照) について
- (1) 第3章 参考人、公聴会制度の活用
- (2) 第5章 正副議長の選出過程の透明化
- (3) 第6章 i 政策執行に関する監視、評価 ii 大規模災害時の議会・議員の対応

§各項目について意見交換し、次回、協議することに決定

協議事項Bの取り扱い

- 1 最優先事項として挙げた第5章 議会運営(質疑応答の方式について)の主な意見
- ○自民党 正副委員長案を尊重する。具体的なことは議運で検討されたい。
- ○新政会 条例施行前に、新しい質問方式で試行する。議運にも申し入れてほしい。
- ○公明党 市民にわかりやすい質問形式を選択できるようにしたい。質問形式は規約等に 盛り込み、具体的なことは、議運等で詰める。
- ○共産党 市民に分かりやすい方法で行うものとするという一文だけでは、市民は一問一 答制とは理解できない。反問権は、質問趣旨の確認程度ではなく、明確に反問権とわ かるような趣旨にすべき。
- ○静友クラブ 一問一答の選択も可能であることが担保されれば、正副委員長案でよい。 議運での協議は、小会派の意見が反映できるような仕組みが必要。
- ○虹と緑 規約に盛り込まれるなら、正副委員長案でよい。少数会派も対等な形となるよう正副委員長から議運に申し入れていただきたい。
- ○市民自治福祉クラブ 市民に対して質問方式がわかるような、具体的に条文で規定。
- ○市民クラブ 趣旨の確認だけでなく、市長等も質問できるような方法がいい。
- ○委員長 条文は、正副委員長案とさせていただく。質問方式は、議運で協議いただく。
- 2 (1) 協議事項A (参考人、公聴会制度の活用) についての主な意見
- ○自民党 委員会条例に規定があり、現在も活用できる。自治法改正の動きもあり、見合 わせたらどうか。
- ○新政会 参考人制度は使われていないが、この制度を積極的に活用しようとする議会改 革の姿勢を条例に盛り込みたい。
- ○公明党 基本的な部分は、文章として載せたほうがよい。
- ○共産党 主語を「議会は」とし、積極的に取り入れたい。
- ○静友クラブ 市議会の姿勢を示すため、先んじて入れる。整合性は後々検討すればいい。
- ○虹と緑 条例に含めるべき。
- ○市民自治福祉クラブ 条例の中に載せる。

- ○市民クラブ 新しい条例なので、今まで明確でなかった点を載せるべき。
- ○委員長 次回また協議をすることとする。各会派でできることは調整をするように。
- 2 (2) 協議事項A (正副議長の選出過程の透明化) についての主な意見
- ○自民党 所信表明を行う場は設けるべき。選挙の方法、手段などを議会運営委員会で検 討してもらう。
- ○新政会 議長選出の所信表明はよかった。条文として位置づける方向で検討したい。
- ○公明党 議会の代表の選出過程について、議長候補者の議会運営に対する考えを明確に した上で投票したいので、条例に入れたい。
- ○共産党 立候補制でないので、条例文に書き込むには工夫が必要。選挙の前に所信表明 することを、規約等で位置づけるべき。その際の最低限のルールづくりが必要。
- ○静友クラブ 選出過程の透明化の文言は入れるべきである。
- ○虹と緑 立候補者が意見を表明することは必要。条文に入れる。
- ○市民自治福祉クラブ 透明化は異論なし。条例へは明記したい。
- ○市民クラブ 明確になるよう、条文の中に入れたほうがいい。
- ○委員長 過程の透明化という問題を基本条例にうたうことのほうが難しい。ここは正副 委員長にあずからせていただく。
- 2 (3) 協議事項A (第6章 議会体制の整備・強化に関する規定のうち、政策執行に 関する監視、評価) についての主な意見
- ○自民党 監視、評価という言葉から脱却をして、市の事務に係る政策立案、政策提言に 関する議会の機能を強化という文言に進化した形でまとめたい。
- ○新政会 6章として別に定めなくても、基本理念や前文で監視、評価という部分から一 歩前へ出た形で載せたらどうか。
- ○市民クラブ 行政に対する議会の監視という問題は、明確に出していくべき。
- ○市民自治福祉クラブ 行政を監視・評価することは、議会改革の中に位置づけるべき。 章立てをして入れる。
- ○虹と緑 監視チェック機能は議会の最大の機能であり、当然入れるべき。
- ○静友クラブ 議会機能の基本が、監視、評価になる。条例に入れない理由はない。
- ○共産党 監視、評価だけでなく、政策立案・政策提案の機能強化も必要。議員間の積極 的な討議も盛り込むことを提案したい。
- ○公明党 4章に政策執行に関する監視、評価を入れてあり、6章に入れる必要はない。
- ○委員長 4章から切り離して6章にした経緯もある。政策立案あるいは提言という意見 も含めて提案させていただく。
- 2 (3) 協議事項A (第6章 議会体制の整備・強化に関する規定のうち、大規模災害

時の議会・議員の対応) についての主な意見

○新政会 東海地震を控え、議員がどういった役割を持って活動するかを、基本条例の中で市民に示したい。

議会独自の訓練や、議長が中心となって地域で集めた情報を市に報告する等を行動 指針として条例に規定すれば、特徴ある条例になるのではないか。

- ○自民党 議員の心構え的なものを規定し、あとは規約等で規定すればいいのではないか。
- ○公明党 細かい部分は規約の中で決めたらどうか。持ち帰って調整したい。
- ○共産党 基本的なことを盛り込む程度でいい。
- ○静友クラブ 災害対策本部の設置を条例に盛り込むことについては、無理があると思う。 マニュアルで検討すればどうか。
- ○虹と緑 議会が市の危機管理体制と別の体制をつくるのは難しい。しかし議論は行う必要はある。
- ○市民自治福祉クラブ 基本条例の中に行動指針や危機管理対応マニュアル作成の必要性 を明記することは意味があると思う。
- ○市民クラブ 議会が独自の対策本部を設けるというのは難しいのではないか。

# 協議事項Bの取り扱い

- ○新政会 文書質問
- ○公明党 委員会の適切な運営(委員会条例41条)持ち時間制
- ○共産党 委員外議員の発言、所管事務調査の実施
- ○虹と緑 所管事務調査の実施、諮問機関・調査機関の設置、議長秘書係の設置、事務局 (調査法制機能)の強化、文書質問
- ○市民自治福祉クラブ 事務局機能の強化